

国立公文書館における寄贈・寄託文書の利用と著作権等の関係について

独立行政法人国立公文書館に寄贈又は寄託された資料に含まれる著作物等については、公文書等の管理に関する法律に基づき一般の利用に供することとなる。この際、一般の利用と著作権法上の各権利との関係を下記の通り整理する。

著作権法上の各権利			想定される利用例	備考
1	公表権	著作権法 (以下同。) 18条	未公表の著作物を含む特定歴史公文書等を利用請求者に利用（閲覧又は写しの交付。以下同。）させる場合。	公表について同意が推定される場合（著作権法（以下「法」という。）18条2項）や、情報公開法に関し、同意擬制（法18条3項）や適用除外（法18条4項）となる場合がある。
2	氏名表示権	19条	利用請求者に著作物を含む特定歴史公文書等を利用させるにあたって、著作者名が個人情報に該当することから、当該著作者名の表示を省略して利用に供する場合。	適用除外（法19条2項～4項）有り。
3	同一性保持権	20条		適用除外（法20条2項）有り。
4	複製権	21条	利用請求者に著作物を含む特定歴史公文書等の複製物を交付する場合や、永久保存のため、マイクロフィルムやデジタル画像等の複製物を作成する場合。	
5	上演権・演奏権	22条	利用請求に基づき、著作物である上演や演奏が録音又は録画された特定歴史公文書等を再生する場合（公衆送信又は上映を除く）。	
6	上映権	22条の2	利用請求に基づき、録画された著作物（映画を除く）が含まれる特定歴史公文書等を再生する場合。	
7	公衆送信権、 公の伝達権	23条	デジタルアーカイブ等により、HP上に著作物を含む特定歴史公文書等の画像を掲載する場合。	
8	口述権	24条	利用請求に基づき、著作物である口述が録音又は録画された特定歴史公文書等を再生する場合（公衆送信又は上映を除く）。	
9	展示権	25条	著作物を含む特定歴史公文書等を展示する場合が考えられるが、著作権侵害の可能性のあるものは選別することで対処。	
10	頒布権	26条	映画の著作物が含まれる特定歴史公文書等を利用に供する場合。	
11	譲渡権	26条の2	利用請求者に著作物を含む特定歴史公文書等の複製物を交付する場合。	適用除外（法26条の2の2項）有り。
12	貸与権	26条の3	著作物を含む特定歴史公文書等を、外部展示会等へ貸し出す場合。	
13	翻訳権、翻案権	27条	著作物を含む特定歴史公文書等の翻訳物を、海外へ向けて発信等をする場合。	
14	二次的著作物の 利用権	28条	二次的著作物に関し、上記13までと同旨。	
15	出版権	79条	出版権の設定のあった著作物を含む特定歴史公文書等を利用請求者に利用させる場合。	
16	著作隣接権	89条	実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を含む特定歴史公文書等を利用請求者に利用させる場合。	実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の権利について上記14までに類する（上記2及び3については実演家のみ。）。

※なお、上記については、一部（上記3, 7, 9, 12, 13）を除き著作権法の改正がなされる予定。